

“倒産・解雇などによる離職”(特定受給資格者)や(別添2)
“雇い止めなどによる離職”(特定理由離職者)をされた方へ

平成22(2010)年4月から 国民健康保険料(税)が軽減されます。

対象者は?

離職日の翌日から翌年度末までの期間において、

- (1) 雇用保険の特定受給資格者(例:倒産・解雇などによる離職)
 - (2) 雇用保険の特定理由離職者(例:雇い止めなどによる離職)
- として求職者給付(基本手当等)を受ける方です。

※雇用保険受給資格者証の離職理由が11,12,21,22,31,32,23,33,34に該当される方

※高年齢受給資格者及び特例受給資格者の方は対象となりません。

軽減額は?

国民健康保険料(税)は、前年の所得などにより算定されます。
軽減は、前年の給与所得をその30/100とみなして行います。

※具体的な軽減額などは、市町村にお問い合わせください。

軽減期間は?

離職日の翌日から翌年度末までの期間です。

※雇用保険の求職者給付(基本手当等)を受ける期間とは異なります。

※届出が遅れても遡及して軽減を受けることができます。

※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となります
が、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

制度が始まる前の 失業は対象外ですか?

制度が始まる前1年以内(平成21(2009)年3月31日以降)に
離職された方は、平成22(2010)年度に限り国民健康保険料(税)
が軽減されます。

※ただし、平成21(2009)年度の保険料(税)は対象となりません。御了承ください。



軽減を受けるには届出が必要です。制度の詳しい説明は、
お住まいの市町村の国民健康保険担当にお尋ねください。



ひと、暮らし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health Labour and Welfare

国民健康保険料（税）の軽減について

“倒産・解雇などによる離職”（特定受給資格者）や“雇い止めなどによる離職”（特定理由離職者）をされた方の国民健康保険料（税）が軽減されます。

◆対象者

- 離職日の翌日から翌年度末までの期間において、
(1) 雇用保険の特定受給資格者（例：倒産・解雇などによる離職）
(2) 雇用保険の特定理由離職者（例：雇い止めなどによる離職）
として求職者給付（基本手当等）を受ける方です。

※雇用保険受給資格者証の離職理由が11,12,21,22,31,32,23,33,34
に該当される方

※高年齢受給資格者及び特例受給資格者の方は対象となりません。

◆軽減額

国民健康保険料（税）は、前年の所得などにより算定されます。
軽減は、前年の給与所得をその30/100とみなして行います。
※具体的な軽減額などは、市町村にお問い合わせください。

◆軽減期間

離職日の翌日から翌年度末までの期間です。

※雇用保険の求職者給付（基本手当等）を受ける期間とは異なります。
※届出が遅れても遡及して軽減を受けることができます。
※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となります、会社
の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。



軽減を受けるには届出が必要です。制度の詳しい説明は、
お住まいの市町村の国民健康保険担当にお尋ねください。